

令和3年度笛吹市スポーツ推進審議会 第2回会議 議事録

- 1 日 時：令和3年9月21日(火) 午後7時30分～8時45分
- 2 場 所：笛吹市役所市民窓口館3階 302・303会議室
- 3 出席者：◇スポーツ推進審議会委員
川崎正次、深山礼、窪川克己、村松敏子、雨宮克枝、井上孝悦、猪股真弥
渡辺修
◇教育委員会事務局
赤尾教育部長、生涯学習課 手塚課長、スポーツ推進担当 降矢、中山
- 4 傍聴人：なし
- 5 次第
司会進行 手塚課長
1. 開会のことば 手塚課長
2. 会長あいさつ 川崎会長
3. 議事 議長 川崎会長
(1) 笛吹市スポーツ推進計画（パブリックコメント結果）について
(2) 社会体育・学校開放施設料金について
(3) その他
4. 閉会のことば 深山副会長

次第 3. 議事

(1) 笛吹市スポーツ推進計画（パブリックコメント結果）について

〈議長〉 事務局から説明をお願いします。

〈事務局〉 （資料に基づき説明）パブリックコメントの意見はありませんでした。ついては、資料 1 ページ「笛吹市スポーツ推進計画の策定について」の答申文書と併せてスポーツ推進計画（案）を教育委員会へ答申を行う予定となっております。この内容でよろしければご答申いただければと思います。よろしくお願いします。

〈議長〉 前回の会議でいただいたご意見を踏まえての事務局からの報告だと思いますが、推進計画についてはこの形でよろしいでしょうか。9 月 27 日に教育委員会へ答申をさせていただく予定ですが、よろしいでしょうか。

〈委員〉 答申書の鑑文ですが、宛名は委員長ではなく教育長ですね。

〈事務局〉 失礼しました。訂正いたします。

〈議長〉 代表しまして、会長、副会長の 2 名で答申させていただきますので、ご承知願いたいと思います。長い時間をかけて審議いただきありがとうございました。パブリックコメントの結果報告もありましたが、この内容で答申するというごご理解いただければ良いかと思います。

(2) 社会体育・学校開放施設料金について

〈議長〉 事務局から説明をお願いします。新しく委員になられた方もおりますので、分かりやすく説明をお願いします。

〈事務局〉 （資料に基づき説明）資料VI. 使用料の見直し周期について、使用料の改定は改定前 3 ヶ年の実績をふまえ 3 年毎に見直すこととなっておりますが、4 年毎の見直しに変えさせていただきたいと考えております。

〈議長〉 使用料の見直しについては、6 年前に初めて基本方針に基づいて料金設定した経緯があります。その見直しをするために、計算式等でまとめて利用料金を設定しました。それまでは施設ごとに合併前の利用料金が設定されていてバラバラでした。それをまとめるのに 6 年前にやっと出来上がったということになります。その後 3 年毎に見直しを行い、今回 2 回目の見直しになります。実質今説明をいただいた中で、計算式を聞いてもこの計算式をどうすれば良いかは分かりません。ただし、この計算式は、人件費等を拾い出して計算式に当てはめている。或いは、施設の老朽化を考慮して古い施設と新しい施設でも使用料が変わってくる。この計算式に全施設を当てはめ、笛吹市として使用料を計算する。そして、今ある使用料になったということです。このことについて不明な点があれば質問していただき、事務局に回答いただきます。何かございますか。

〈議長〉 料金見直しを 3 年毎から 4 年毎に変更したいということですが、その根拠は何ですか。

〈事務局〉 市長の任期が 4 年なので、3 年毎の見直しだと市長が就任した年と最後の年になってしまいます。笛吹市総合計画の見直しも 4 年毎になっているので、使用料金も 4 年毎にも直すのが相応しいのではないかと考えております。

〈議長〉 市長の任期に係わることについて補足をお願いします。

〈事務局〉 笛吹市スポーツ推進審議会条例第 2 条に審議会の任務が記載されています。使用料見直しについて、今までは諮問答申をいただいていたのですが、条例には施設使用

料の料金設定に関する文言の記載がありませんでした。本来であれば、この会で御審議いただき、答申をいただく内容ではありませんでした。今回からは、皆様スポーツ関係者からご意見をいただき、市長部局に伝える形にしたいと思います。

〈事務局〉 使用料金につきましては、市長が担任する事務ということがありまして、皆様にご意見をいただくのは、あくまで教育委員会がご意見を求める内容になります。これが条例に謳われていることです。市長が諮問するということではないので、料金については、市長が決定することとなります。前回までは、使用料金について諮問答申をいただいていたのですが、今回からは料金について意見をいただきたいというスタンスになります。料金が前回と比べ高くなった、安くなったという責については、この場ではなく市長が責任を負うこととなりますのでご理解いただければと思います。

〈事務局〉 委員の皆様には、メインは計画の策定について審議していただくことになります。使用料金についての答申を皆様にお願いましたが、条例等を見直したところ、そこまでする必要はなく、純粋にスポーツをどう推進していくかをご審議いただく機関ということを確認しました。

〈議長〉 今お聞きしたとおり、この審議会では、使用料金を設定して我々が答申することではないということでした。スポーツに携わる審議委員として、料金に対して、或いはスポーツ施設に対して色々ご意見があれば、発言していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

〈事務局〉 料金が安い高いについても発言いただいて結構です。委員の皆様の意見として参考にしたいと思います。

〈議長〉 今説明をしました。使用料に係るところはこういったことを元に今まで使用料が決まってきました。そして今回細かいところでこういったところがこんな使用料になりますよっていうことを今から説明していただくということですのでよろしいですか。今の時点でご質問ご意見があれば、皆さんいかがですか。

〈委員〉 特にありません。

〈議長〉 では事務局、説明を進めてください。

〈事務局〉 資料 64 ページ以降について説明

〈議長〉 それでは具体的に各施設について試算をした改正額について、お話をいただきました。現行料金と比べて安くなっているところ、上がったところとそれぞれあり、計算式に当てはめた結果ということになるわけですが、変動した原因などあれば説明願います。

〈事務局〉 基本的に社会体育施設の場合は、維持管理費、つまり修繕費が高くなっている施設は料金算定に影響が出てきます。また、指定管理料も計算に影響が出ます。修繕費については、全施設の算定に参考としていますので、こちらで変更が出てきます。経費として盛り込む金額が変わってくる形になりますので、一番大きいところはそちらになります。

〈議長〉 今説明いただいたところが一つの目安になろうかと思いますが、色々比較してみますと、例えば使用料は、現行よりも下がっているところもあれば上がっているところもある。何かお気づきのところがあればご意見をお願いします。

〈委員〉 大変よく分かりました。ありがとうございます。全体的にも下がっているところ

が多いので、利用される方もうれしいと思います。今のお話の中で、指定管理料が影響してくるとありましたが、どこに指定管理料が関わってくるのかがあれば資料的にもっと良かったかなと思います。今でなくて良いですが、資料として提示していただくにあたって、高くなる余地として指定管理の修繕費が上がっているのので、例えば老朽化が激しくて修繕費がかかりそうなところや、築年数、指定管理者はどこがやっているのか等の資料をいただければ分かりやすかったと思います。

〈議長〉　そうですね。今わからなければまた今後お願いします。その他どうでしょうか。現在、市長の決定でスポ少は全額免除となっていますが、これは継続になりますか。

〈事務局〉　例規上は令和4年3月31日で期限が切れます。

〈議長〉　今回も同様の形になっていくということですね。

〈事務局〉　市長の考え方にもよりますが、減免の期間や減免をどうするかは、市長と私たちの方で話をしなければなりません。今は何も決まっていない状況ですので、お答えすることは出来ない状況です。

〈事務局〉　皆様からご意見をいただければと思っています。

〈議長〉　そういうことですね。これは大事なことだと思います。我々が答申をして、決定することはなくなったので、審議会の意見として出すことになります。どんどん意見をお願いします。オリンピックで成果も上がっている中で、子ども達ももっとスポーツに親しんで新たなスポーツへの目覚めもあって欲しいという願いもあります。スポーツ人口も増やしていきたいということであれば、使用料は現状を維持していただいて、子ども達を温かく見守ってもらいたと思います。

〈委員〉　それは是非お願いしたいと思います。

〈議長〉　現状コロナ禍でスポーツ施設等の使用がストップされていることもあるので、コロナが落ち着いてくればもっと盛り上がっていけるようなことも踏まえてどうでしょうか。

〈委員〉　減額免除の件で、原稿100ページにある減免の対象となる団体事業等が生きていますよね。今回、59、60ページの「V. 減額・免除制度について」は内容的には同じでしょうか。100ページの(5)市の小中学校又は小中体育連盟が行う事業等については全額免除になっていますが、60ページでは(2)団体にかかる規定に該当するのでしょうか、そうすると全額免除ではなく減額になるのでしょうか。

〈議長〉　これにつきましては、私が説明します。当初、審議会では、諮問を受けて答申に持っていくということで、この形でやっていきました。かなりスポ少等に負担がかかっていました。それで100ページの全額免除になりました。60ページはこれまでの経緯で使用料を決めるための基本方針になると思います。そういうことでよろしいですか。

〈事務局〉　はい。

〈議長〉　つまり、我々が決めた使用料は、議会や市長を通じてかなり変更したところがあります。特にスポ少のところは変わりました。これは市になって色々決めた時の資料になります。施設によって老朽化が違っているが、使用料を統一したため、様々な意見あったがそれでも今は落ち着いてきている。

〈事務局〉　60ページの基本方針は元々ありますが、今、特例で施行規則を99、100ページで作っていて、今年度末で切れます。この施行規則の延長をお願いしたいのであれば、

ここで意見として出して欲しいし、延長を希望しなければ、60 ページの基本方針に戻るとい形になると思います。ここについては、我々も市長にしっかり伝えてさせていただきます。

〈議長〉 その他でどうでしょうか。意見が無いようであれば、お気づきの時に声を寄せていただければと思います。それでもいいですね。

〈事務局〉 はい。

教育委員会としては、多くの方に利用していただくため、料金が高すぎるのであれば安くすることも考えていきたいと思います。

市長部局と経費の面も含め協議し利用状況も検討したうえで、こちら側の意見として伝えます。

〈議長〉 分かりました。色々ありがとうございました。試算をすると料金は安くなるという結果になりました。一部高くなるところはありますが、照明も LED になるということもあります。照明 LED 化について説明をお願いします。

〈事務局〉 まだ決定事項ではありませんが、グラウンド、学校、テニスコート等屋外施設の夜間照明は水銀灯を使っているところがほとんどであります。この水銀灯は現在製造中止になっておりまして、早急に変えなければいけないというところと、全国的に LED 化の汎用性が増してきていることから、変えていくチャンスとなっています。ただ施設ごとに工事を行うと何年もおかかってしまうので、一括で発注することを考えています。やり方としましては、コピー機のリースと同じ考え方を照明に適用しまして、LED 施設を作ってもらい工事関係も伴いますが、LED 設置業者から我々が借りるという形でリース料を払っていく。全体的な経費も抑えつつ 10 年間の維持補修も請負業者をお願いしていくということで、経費がかなり落ちる試算が出ています。ただ詳細は確定していませんが、電気代も安くなるということもありますので、12 月議会に認められれば、年明け早々にプロポーザルによる業者選定を行い、令和 4 年度に入ってから工事着工。1 年かけて市内小中学校、体育施設の工事したうえで令和 5 年度からリース料を支払っていく形にしたいと思っています。ただ、今施設がない浅川中や一宮西小などについては申し訳ありませんが、現状どおりとし、新たに作るということではなく、今照明がある施設の灯部や分電盤、ケーブルを新しくしたいと考えています。また、学校関係者と協議を進めながら工事を進めて行きたいと思います。そのことにつきましては、決まった段階で随時ご報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〈議長〉 それでは議事 (3) その他に入らせていただきます。次回について事務局お願いします。

〈事務局〉 特に今のところ決まっておりません。

〈議長〉 ありがとうございます。当面は、推進計画が出来上がりましたので答申を 9 月 27 日に予定しております。以上で議事の方を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。